

平成24年度 市立小・中学校における 児童生徒の問題行動等の状況調査結果

この調査結果は、「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)、及び「平成24年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」(神奈川県)による本市の状況をまとめたもので、データはいずれも速報値に基づくものです。

1. 概要	1
2. 暴力行為の状況	2
3. いじめの状況	4
4. 不登校の状況	8
5. 参考資料	13

平成25年12月26日

川崎市教育委員会

担当：川崎市教育委員会 学校教育部 指導課
山田（200-3318）・篠崎（200-3247）

1. 概要

(1) 川崎市における暴力行為の概要

平成 24 年度、小学校における暴力行為は 61 件で、平成 20 年度をピークに減少傾向にあります。平成 22 年度から全校で実施している「かわさき共生*共育プログラム」による社会性やコミュニケーション能力等の育成が功を奏し始めたと考えられますが、この傾向が今後も続くのか推移を見守る必要があります。

また、中学校における暴力行為は 346 件で、過去 10 年間、400 件から 800 件の間で増減を繰り返していますが、最近では平成 21 年度をピークに 3 年連続で大きく減少しています。

中学校においては、繰り返して暴力行為を行う生徒に対して、PTA や地域、関係機関と連携したサポートチーム等を立ち上げ、地域ぐるみで生徒の支援を行うケースが出てきています。こうした地域等と連携する取組が功を奏して件数の減少に繋がっていると考えられますが、依然として、約 50%にあたる 174 件が中学校の約 14%にあたる 7 校で発生しておりますので、学校の粘り強い指導を支援する必要があります。

(2) 川崎市におけるいじめの概要

平成 24 年度、小学校におけるいじめの認知件数は 353 件で、前年度の 130 件から約 172% 増加しました。中学校における認知件数は 238 件で、前年度の 170 件から約 40%増加しています。また、認知したいじめの年度内の改善率*は小中あわせて約 99%でした。

いじめの認知件数は、社会的な関心が高まった次の年度に増加する傾向があります。近年では平成 18 年度に社会問題化し、いじめの定義が見直されたこと、平成 22 年には本市において中学校 3 年生の自死事案が発生したこと、また、平成 23 年の大津市の中学校 2 年生の自死事案等からピークが生じたものと考えられます。

本市では、平成 22 年度の事案発生以降、『一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざしてⅡ～いじめ問題の理解と対応～』（平成 22 年 9 月）、及び『一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざしてⅣ～いじめ問題の理解と対応～<総集編>』（平成 24 年 2 月）を発行して、すべての教職員に配付するとともに、全校で児童生徒指導点検強化月間を設けて取り組み、その成果と課題を児童生徒指導連絡協議会で協議しています。また、初任者研修と 10 年経験者研修においていじめ問題の研修を行い、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めています。平成 24 年度には、小学校 7 校において児童支援コーディネーターを設置し、いじめの掘り起しがあり、いじめの早期発見・早期対応が図られています。

※ 改善率 = [(解消した件数) + (一定の解消が図られ、継続支援中の件数)] ÷ 認知件数 × 100

(3) 川崎市における不登校の概要

平成 24 年度、小学校の不登校児童数は 210 人で、前年度の 238 人から約 12%減少しました。中学校の不登校生徒数は 1,010 人で、前年度の 1,136 人から約 2%減少し、中学校における生徒 1,000 人あたりの出現数は 3.58 人で、平成 23 年度は 13 年度ぶりに 40 人を割り、平成 24 年度もそれに続いています。

また、小学校 6 年生が翌年中学校 1 年生になった際に不登校が激増する、いわゆる「中 1 ギャップ」は全国的に見られる傾向ですが、本市においては、平成 22 年度は約 327% (約 3 倍) だったものが、平成 23 年度には約 208% (約 2 倍)、平成 24 年度には約 199% (約 2 倍) と大幅に改善されてきています。これは、平成 20 年度から推進してきた小中連携教育によるスムーズな接続の成果と考えられます。しかし、小学校高学年における不登校児童数の増加傾向、及び依然として中学校 2 年生以降の不登校生徒数が多いことから、学校のきめ細かい指導を支援する必要があります。

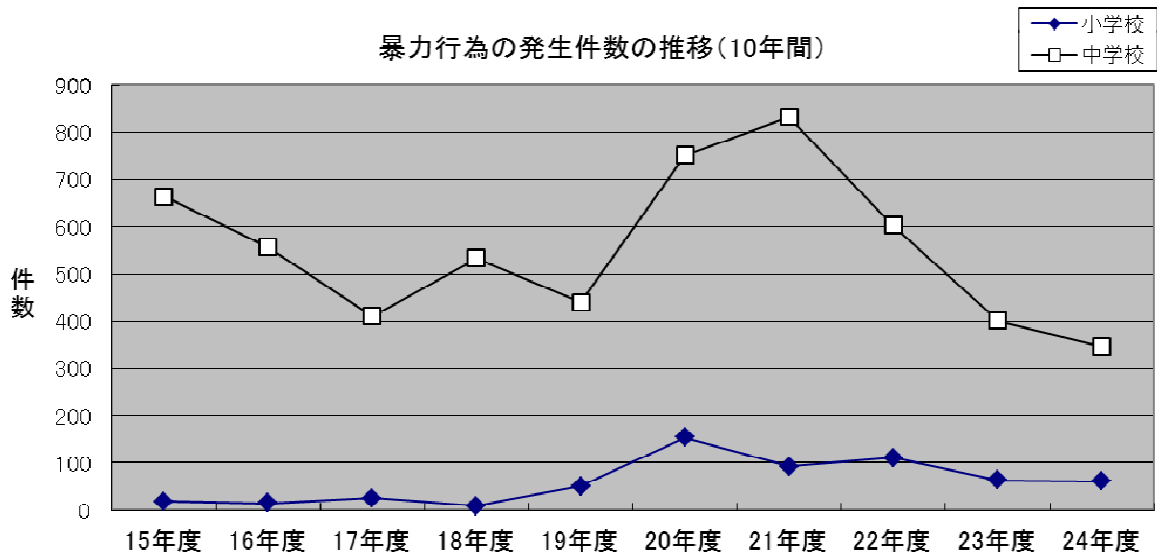
<調査対象> 川崎市立小学校：113 校、川崎市立中学校：51 校

2. 川崎市における暴力行為の状況

(1) 暴力行為全体の発生件数の推移（5年間）

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	発生件数	154	92	111	63	61
	1000人あたり	2.2	1.3	1.6	0.9	0.87
中学校	発生件数	750	832	602	401	346
	1000人あたり	28.5	30.9	22.2	14.3	12.3
計	発生件数	904	924	713	464	407
	1000人あたり	13.1	9.5	7.3	4.7	4.1

「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。



(2) 暴力行為の形態別発生件数（5年間）

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	対教師暴力	28	3	21	18	16
	生徒間暴力	62	62	50	35	38
	対人暴力	5	7	1	0	1
	器物損壊	59	20	39	10	6
中学校	対教師暴力	95	169	120	70	48
	生徒間暴力	370	383	326	225	200
	対人暴力	23	20	21	5	11
	器物損壊	262	260	135	101	87

暴力行為の定義と各形態の凡例は、3ページをご覧ください。

◆ 「暴力行為」の調査に関する文部科学省の定義等

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の4形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は調査対象外とします。

- 「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員を含む）の例
 - ・ 教師の胸ぐらをつかんだ。
 - ・ 養護教諭めがけて椅子を投げつけた。
 - ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った。

- 「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士の暴力行為）の例
 - ・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。
 - ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時代の後輩で、中学校在籍の生徒に対して暴行を加えた。
 - ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが身体を突き飛ばした。

- 「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力を除く）の例
 - ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、暴行を加えた。
 - ・ 金品を奪うことを計画し、金品を奪う際、通行人に怪我を負わせた。
 - ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした。

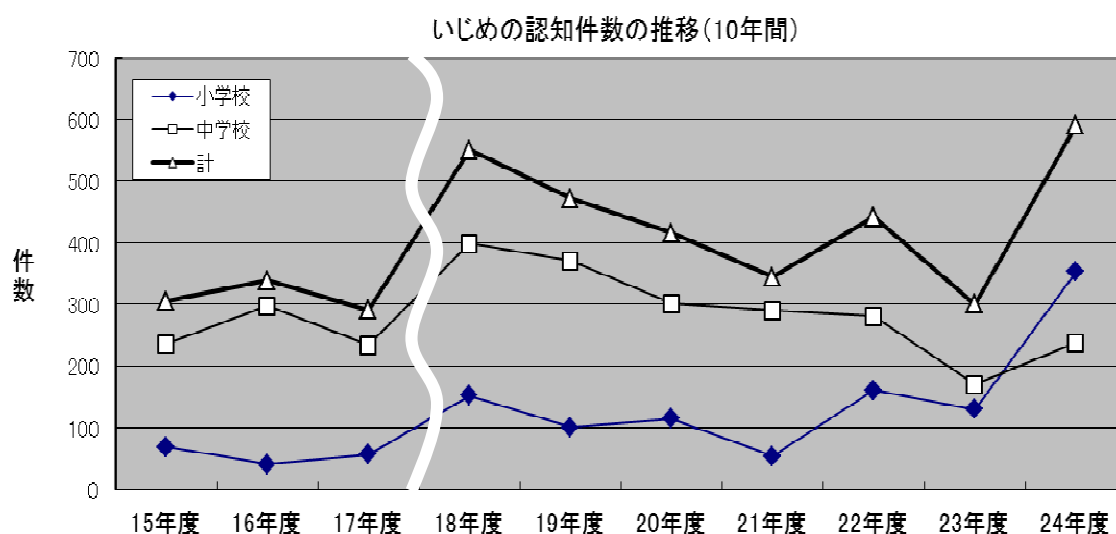
- 「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例
 - ・ トイレのドアを故意に壊した。
 - ・ 補修を要する落書きをした。
 - ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた。
 - ・ 学校備品（カーテン、清掃道具等）を故意に壊した。

3. 川崎市におけるいじめの状況

(1) いじめの認知件数の推移（5年間）

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	認知件数	115	54	161	130	353
	1000人あたり	1.7	0.8	2.3	1.8	5.0
中学校	認知件数	301	290	281	170	238
	1000人あたり	11.5	10.8	10.4	6.1	8.4
計	認知件数	416	344	442	300	591
	1000人あたり	4.4	3.6	4.5	3.1	6.0

「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。



平成18年度に「いじめ」に定義が変更されています。具体的には、7ページをご覧ください。

(2) いじめの態様別件数

項目(※)	23年度		24年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	87	97	230	153
仲間はずれ、集団による無視をされる。	31	17	44	40
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	31	22	65	37
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	8	13	7	8
金品をたかられる。	3	11	4	8
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	5	11	23	14
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	11	8	9	9
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	4	10	9	27
その他	5	0	12	8

※文部科学省の調査項目の原文のまま、複数回答です。

(3) いじめの発見のきっかけ

項目(※)		23年度		24年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学校の教職員等が発見		57	80	160	89
内 訳	学級担任が発見	47	59	89	58
	学級担任以外の教職員が発見	4	8	8	17
	養護教諭が発見	0	0	1	2
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	0	0	3
	アンケート調査など学校の取組により発見	6	13	62	9
学校の教職員以外からの情報により発見		73	90	193	149
内 訳	本人からの訴え	28	48	92	88
	児童生徒(本人)の保護者からの訴え	30	26	73	43
	児童生徒(本人を除く)からの情報	5	11	12	10
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	9	5	14	4
	地域の住民からの情報	0	0	2	3
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	1	0	0	1
	その他(匿名による投書など)	0	0	0	0
計		130	170	353	238

※文部科学省の調査項目の原文のままです。

(4) いじめられた児童・生徒への対応

項目(※)	23年度		24年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
学級担任や他の教職員が状況を聞く	123	166	326	233
養護教諭が状況を聞く	13	8	20	24
スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く	6	12	6	12
学級担任や他の教職員が継続的に面談しケアを行う	51	77	202	152
養護教諭が継続的に面談しケアを行う	7	11	17	14
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う	4	8	7	19
別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保	19	4	11	29
緊急避難としての欠席	3	0	3	4
他の児童生徒に対し、助力・支援を個別に依頼	26	14	30	32
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施	12	56	32	78
グループ替えや席替え、学級替え等	54	13	99	21
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応	7	4	10	16
児童相談所等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む)	4	5	3	10
その他	3	0	6	2

※文部科学省の調査項目の原文のまま、複数回答です。

(5) いじめの改善状況の推移※（5年間）

小学校	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
① 解消したもの	83	37	118	86	307
② 一定の解消が図られたが、継続支援中	25	10	30	38	41
③ 改善した件数(①+②)	108	47	148	124	348
改善率 (③/認知件数×100)	93.9%	87.0%	91.9%	95.4%	98.6%

中学校	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
① 解消したもの	226	203	219	134	222
② 一定の解消が図られたが、継続支援中	57	71	54	30	13
③ 改善した件数(①+②)	283	274	273	164	235
改善率 (③/認知件数×100)	94.0%	94.5%	97.2%	96.5%	98.7%

小・中学校	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校で改善した件数	108	47	148	124	348
中学校で改善した件数	283	274	273	164	235
合計	391	321	421	288	583
改善率 (合計/認知件数×100)	94.0%	93.3%	95.2%	96.0%	98.6%

※①と②は文部科学省による調査項目で、合算から求めた「改善率」は、神奈川県の実態によるものです。また、「解消したもの」「一定の解消が図られたが、継続支援中」とは、当該年度内で判断されたものです。

(6) 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

項目(※)	23年度		24年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	113	51	107	49
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	113	51	100	45
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した。	113	51	72	29
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。	71	31	51	34
いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。	113	51	88	40
教育相談の実施について、必要に応じて教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	58	27	63	27
学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	29	11	28	9
PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	23	7	21	8
いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	14	11	22	8
その他	0	1	0	0

※文部科学省の調査項目の原文のまま、複数回答です。

◆ 「いじめ」の調査に関する文部科学省の定義等（平成 24 年度以降）

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(注 1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注 2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注 3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注 4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注 5) けんか等を除く。

<参考>

平成 17 年度までの文部科学省の「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

平成 18 年度～23 年度までの文部科学省の「いじめ」の定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

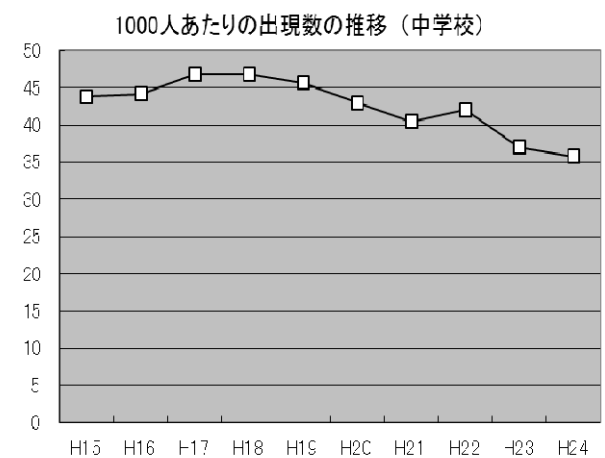
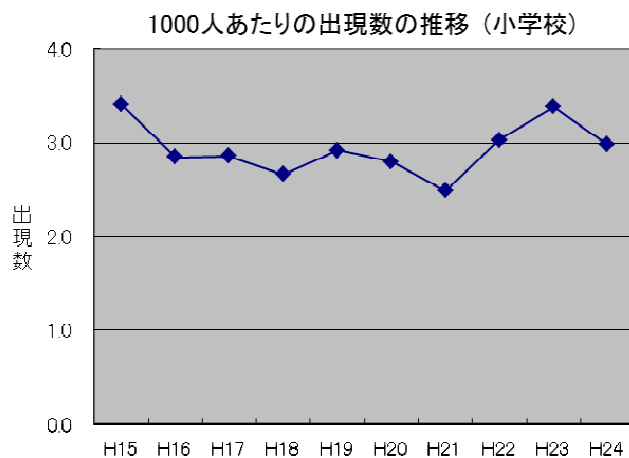
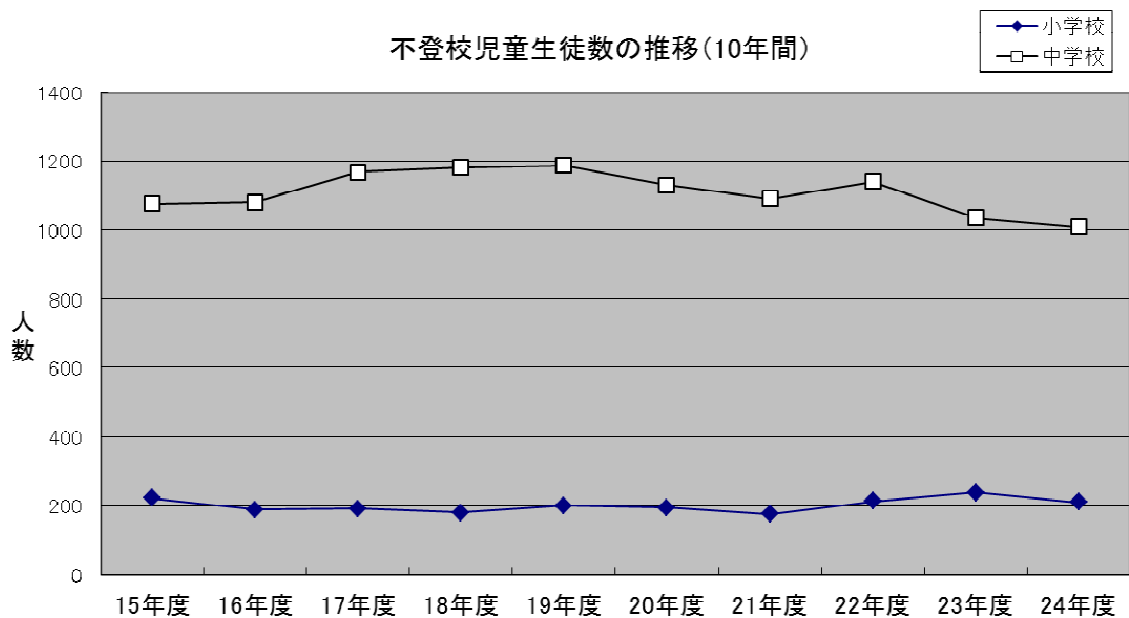
「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

4. 川崎市における不登校の状況

(1) 不登校児童生徒数の推移（5年間）

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	人数	194	174	213	238	210
	1000人あたり	2.8	2.5	3.0	3.4	3.0
中学校	人数	1,130	1,091	1,140	1,036	1010
	1000人あたり	43.0	40.5	42.1	37.0	35.8
計	人数	1,324	1,265	1,353	1,274	1,220
	1000人あたり	13.9	13.1	13.8	13.0	12.4

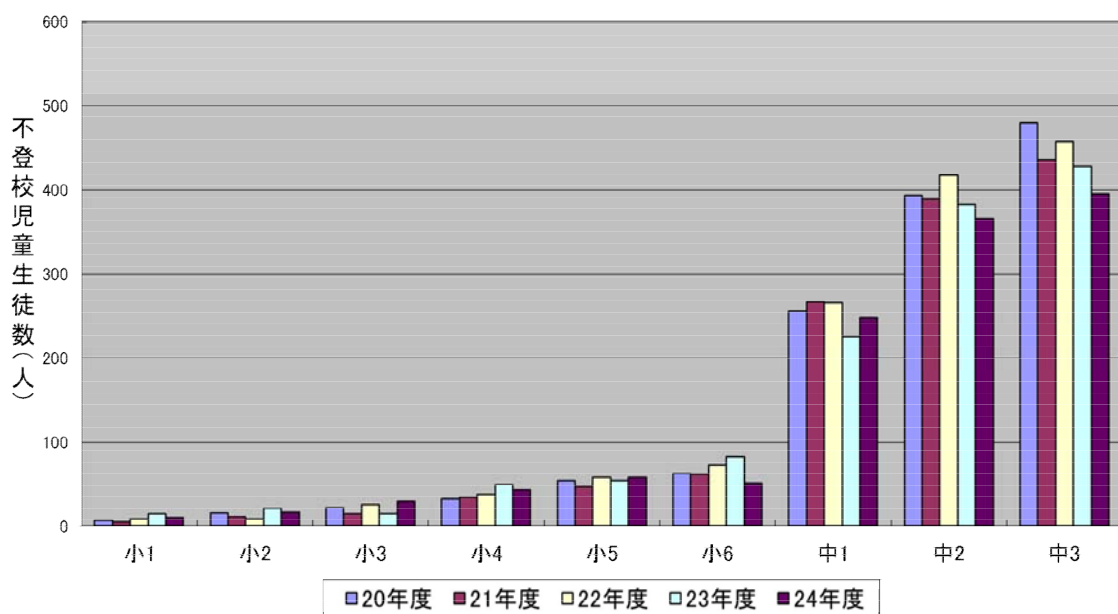
「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。
不登校の定義は、12ページをご覧ください。



(2) 学年別不登校児童生徒数の推移（5年間）

校種	学年	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	1年	7	5	9	15	10
	2年	16	11	9	21	17
	3年	22	15	26	15	30
	4年	32	34	38	50	43
	5年	54	47	58	54	58
	6年	63	62	73	83	52
中学校	1年	256	266	265	225	248
	2年	394	389	418	383	366
	3年	480	436	457	428	396

学年別不登校児童生徒数の推移



(3) 中学校入学後の不登校の増加状況の推移（5年間）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
中学1年生の不登校児童生徒数	256	266	265	225	248
前年度6年生時の不登校児童数	73	63	62	73	83
増加数（人）	183	203	203	152	165
増加率（%）	251%	322%	327%	208%	199%

(4) 欠席日数別不登校児童生徒数の推移（5年間）

	欠席日数(※)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	30日～59日	67	42	51	68	52
	60日～89日	37	37	39	53	37
	90日～119日	43	31	39	37	43
	120日～149日		29	35	32	29
	150日～179日	22	18	18	24	25
	180日～	25	17	31	24	24
中学校	30日～59日	269	276	302	227	231
	60日～89日	218	214	188	182	168
	90日～119日	286	172	154	144	157
	120日～149日		122	169	145	154
	150日～179日	171	169	145	150	143
	180日～	186	138	182	188	157

※神奈川県が設定した区分で、平成20年度は21年度以降と調査範囲が異なります。

(5) 不登校になったきっかけと考えられる状況

項目(※)	23年度			24年度		
	小学校	中学校	構成比	小学校	中学校	構成比
いじめ	1	19	1.6%	0	33	2.7%
いじめを除く友人関係をめぐる問題	41	170	16.6%	17	200	17.8%
教職員との関係をめぐる問題	13	9	1.7%	7	34	3.4%
学業の不振	28	102	10.2%	32	119	12.4%
進路にかかる不安	1	12	0.9%	0	9	0.7%
クラブ活動、部活動等への不適應	0	18	1.4%	0	25	2.0%
学校のきまり等をめぐる問題	4	38	3.3%	1	51	4.3%
入学、転編入学、進級時の不適應	5	19	1.9%	7	22	2.4%
家庭の生活環境の急激な変化	21	47	5.3%	4	44	3.9%
親子関係をめぐる問題	68	102	13.3%	63	104	13.7%
家庭内の不和	18	42	4.7%	11	62	6.0%
病気による欠席	11	63	5.8%	29	65	7.7%
非行、情緒的混乱等、本人にかかる状況(※)	203	973	92.3%	168	890	86.7%
その他	3	6	0.7%	15	1	1.3%
不明	3	13	1.3%	5	37	3.4%

※文部科学省の調査項目のうち、非行、無気力、情緒的混乱等をまとめて「非行、情緒的混乱等、本人にかかる状況」としており、複数回答です。

(6) 指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移（5年間）

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	児童数	56	65	65	103	70
	割合	28.9%	37.4%	30.5%	43.3%	33.3%
中学校	生徒数	359	366	452	308	357
	割合	31.8%	33.5%	39.6%	29.7%	35.3%
計	児童生徒数	415	431	517	411	427
	割合	31.3%	34.1%	38.2%	32.3%	35.0%

「登校できるようになった」児童生徒の判断基準については、12ページをご覧ください。

(7) 「指導の結果、登校できるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置

項目(※)	23年度		24年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
不登校の問題について研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った	11	20	10	13
全ての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くする等、学校全体で指導にあたった	13	29	11	24
教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった	8	7	13	8
養護教諭が専門的に指導にあたった	15	17	7	15
スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった	11	30	7	32
友人関係を改善するための指導を行った	13	19	11	19
教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した	28	30	18	28
授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った	12	12	8	16
様々な活動の場面において本人が意欲をもって活動できる場を用意した	12	17	12	15
保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった	18	21	15	24
登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした	28	36	21	31
家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った	22	41	16	35
保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った	26	29	19	14
教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった	15	20	7	19
病院等の医療機関と連携して指導にあたった	3	11	4	5
その他	0	0	0	1

※文部科学省の調査項目の原文のまま、複数回答です。

◆ 「不登校」の調査に関する文部科学省の定義等

文部科学省では、不登校について『何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの』と定義している。

本調査において「不登校児童・生徒数」とは、平成25年度学校基本調査の小・中学校における「理由別長期欠席者数」（平成24年度間（平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間）に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒のうち、「不登校」を理由とする者として報告した児童・生徒数と一致するものとする。

文部科学省では、「登校する又はできるようになった児童・生徒」とは、各学校が、以下のような例を参考に、個々の児童生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認められる者をいう。

- ・1学期中は全く登校できなかったが、教育支援センター（適応指導教室）での支援を受ける中で、特定の教科の学習に興味を持てるようになり、3学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
- ・中学3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に1回程度は登校するようになった。

参考資料 1

VI 地域別の状況について（公立小・中学校）

公立小・中学校における「暴力行為の発生件数」「いじめの認知件数」「不登校児童・生徒数」について、地域別の状況をお知らせします。県内における地域別の状況をまとめることにより、地域全体で子どもの健全育成を推進していきたいと考えています。

不登校、いじめ、暴力行為 地域別の状況

1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（中等教育学校を除く）

	平成24年度				平成23年度				平成24、23年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	1,219	2,006	3,225	12.0	928	2,115	3,043	11.3	291	▲ 109	182	0.7
川崎市	61	346	407	4.1	63	401	464	4.7	▲ 2	▲ 55	▲ 57	▲ 0.6
相模原市	64	422	486	8.9	92	338	430	7.8	▲ 28	84	56	1.1
横須賀市	114	179	293	9.3	21	160	181	5.6	93	19	112	3.7
湘南三浦	30	268	298	3.8	25	301	326	4.2	5	▲ 33	▲ 28	▲ 0.4
県央	67	503	570	8.4	122	507	629	9.2	▲ 55	▲ 4	▲ 59	▲ 0.8
中	62	244	306	6.6	58	337	395	8.4	4	▲ 93	▲ 89	▲ 1.8
足柄上	6	22	28	3.0	0	25	25	2.6	6	▲ 3	3	0.4
足柄下	6	127	133	7.4	6	106	112	6.0	0	21	21	1.4
神奈川県	1,629	4,117	5,746	8.6	1,315	4,290	5,605	8.3	314	▲ 173	141	0.3

2 いじめの認知件数〔地域別〕（中等教育学校を除く）

	平成24年度				平成23年度				平成24、23年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人
横浜市	2,421	1,024	3,445	12.9	1,324	837	2,161	8.0	1,097	187	1,284	4.9
川崎市	353	238	591	6.0	130	170	300	3.1	223	68	291	2.9
相模原市	292	313	605	11.0	85	196	281	5.1	207	117	324	5.9
横須賀市	212	106	318	10.1	73	109	182	5.7	139	▲ 3	136	4.4
湘南三浦	215	412	627	8.1	97	364	461	5.9	118	48	166	2.2
県央	193	338	531	7.9	160	245	405	5.9	33	93	126	2.0
中	121	166	287	6.2	93	152	245	5.2	28	14	42	1.0
足柄上	66	39	105	7.1	9	26	35	3.6	57	13	70	3.5
足柄下	35	93	128	7.1	21	57	78	4.2	14	36	50	2.9
神奈川県	3,908	2,729	6,637	9.9	1,992	2,156	4,148	6.1	1,916	573	2,489	3.8

3 不登校児童・生徒数〔地域別〕（中等教育学校を除く）

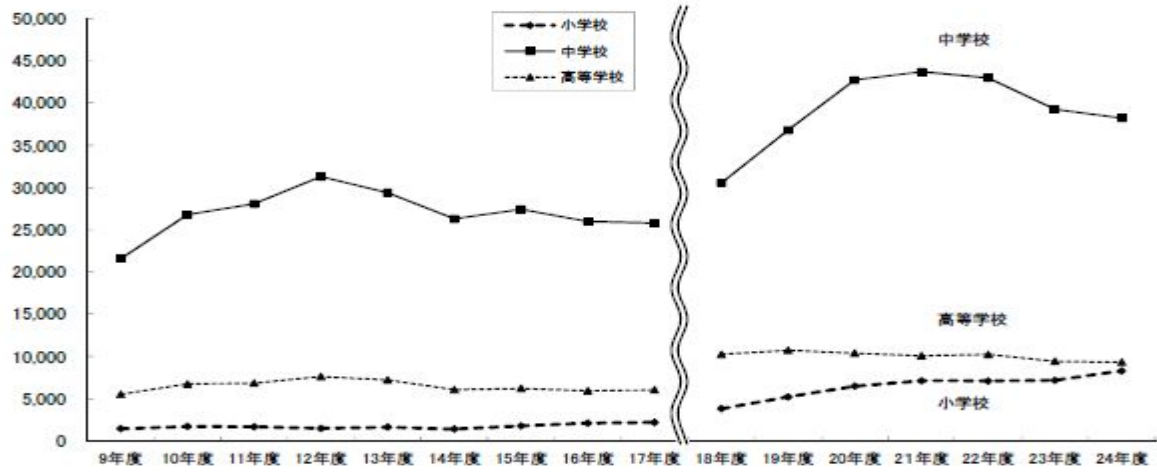
	平成24年度				平成23年度				平成24、23年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人
横浜市	881	2,444	3,325	12.4	1,040	2,650	3,690	13.7	▲ 159	▲ 206	▲ 365	▲ 1.3
川崎市	210	1,010	1,220	12.4	238	1,036	1,274	13.0	▲ 28	▲ 26	▲ 54	▲ 0.6
相模原市	126	678	804	14.7	157	703	860	15.5	▲ 31	▲ 25	▲ 56	▲ 0.8
横須賀市	110	477	587	18.6	97	479	576	17.9	13	▲ 2	11	0.7
湘南三浦	174	549	723	9.3	178	653	831	10.7	▲ 4	▲ 104	▲ 108	▲ 1.4
県央	196	741	937	13.9	223	751	974	14.3	▲ 27	▲ 10	▲ 37	▲ 0.4
中	128	438	566	12.3	109	520	629	13.4	19	▲ 82	▲ 63	▲ 1.1
足柄上	27	100	127	13.5	27	86	113	11.7	0	14	14	1.8
足柄下	56	198	254	14.1	80	250	330	17.8	▲ 24	▲ 52	▲ 76	▲ 3.7
神奈川県	1,908	6,635	8,543	12.7	2,149	7,128	9,277	13.7	▲ 241	▲ 493	▲ 734	▲ 1.0

湘南三浦教育事務所 管内	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央教育事務所 管内	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中教育事務所 管内	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
足柄上教育事務所 管内	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
足柄下教育事務所 管内	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

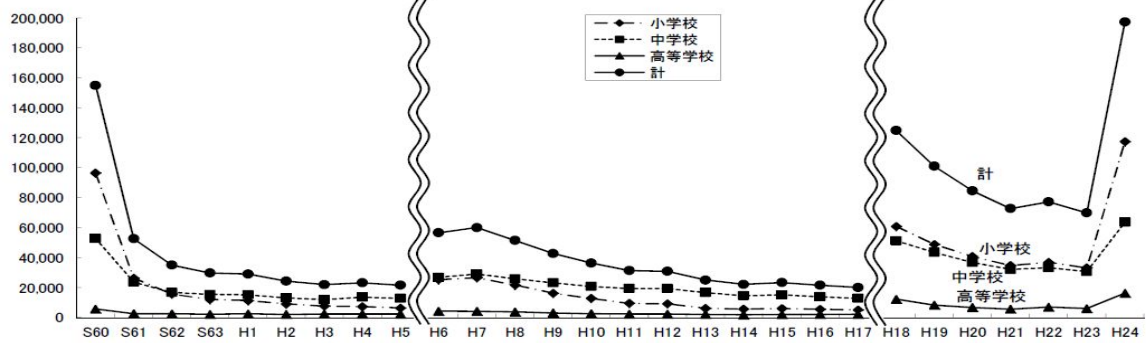
出典：平成24年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査結果 調査結果の概要（公立学校分）

参考資料 2

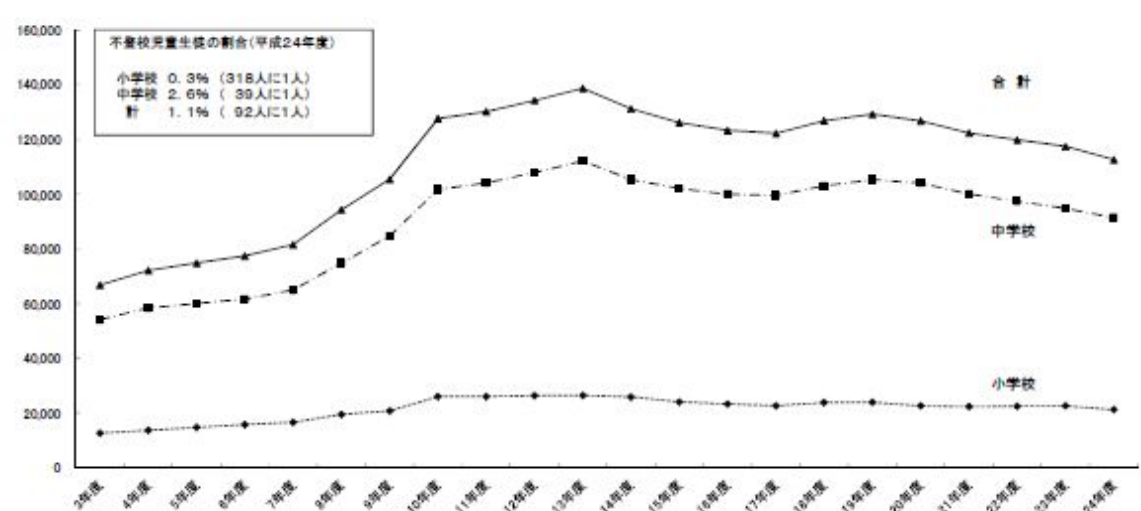
<参考1> 学校内外における暴力行為発生件数の推移



<参考1> いじめの認知(発生)件数の推移



<参考1> 不登校児童生徒数の推移



出典：文部科学省 平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について